

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

### 令和6年度改善提言に関する特許審査の取組状況

令和6年度審査品質管理小委員会の改善提言に関する主要な特許審査の取組と実績は以下のとおりである。

#### <改善提言1>（評価項目①、④に関するもの）

**より質の高い審査の実現に向け、国際的に遜色のない水準の人員確保と、複雑高度化する先端技術に対する審査体制の整備を図るとともに、AI技術等を活用した一層の業務効率化を期待する。**

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- より質の高い審査の実現に向け、国際的に遜色のない水準の審査官数を確保する必要がある。
- 検索外注や各種ツール・AI技術の効果的な活用による一層の業務効率化を図る必要がある。
- 生成AIの業務における活用は非常に重要であり、さらなる効率化と均質化のために、最重点で取り組んでいただきたいと考える。
- AI関連発明等の複雑高度化する出願に対し適切な審査が行えるよう、審査基準や体制の整備について引き続きの検討が望まれる。

取組の計画	<p><b>&lt;審査実施体制の整備・強化&gt;</b> 国際的に遜色の無い水準の審査官数の確保等を通じ、審査実施体制の整備・強化を図るとともに、AI関連発明等の先端技術に対応可能な審査実施体制を整備する。</p> <p><b>&lt;業務効率化&gt;</b> 検索外注や生成AI技術を含むツール等を活用しつつ審査業務の効率化を進める。</p>
取組の実績	<p><b>&lt;審査実施体制の整備・強化（人員配置・育成等）&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年度は、昨年と同水準の審査官数1668名の体制を確保した。（昨年度1,669名）</li> <li>・全審査官を対象とする品質テストにおいては、最新の審査基準・品質管理に関する取組、除くクレームに関する適正な判断、刷新した審査・品質管理ツール等への理解を深める設問を出題している。</li> <li>・2025年10月、先の改訂後の品質管理システムの変更等を反映し、審査実施体制及び品質管理体制をより適切なものとさせるべく、品質マニュアルを改訂した。</li> </ul> <p><b>&lt;審査実施体制の整備・強化（AI関連発明等の先端技術の審査のための対応）&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年10月よりAI担当官が全審査室に原則1名ずつ配置され、AI関連発明を審査する審査官とAI担当官との協議が活発化。2024年3月には、蓄積された協議事例の知見を踏まえ、AI関連技術に関する審査事例（10の仮想事例）を作成・公表するとともに、2024年4月から、AI関連技術について研修・助言を行うAIアドバイザー（外部有識者）を設置し、府内向けの研修や意見交換を実施している。</li> <li>・最新技術知識の習得を図るべく、多くの審査官を国内外の学会やセミナーへ派遣している。</li> <li>・最新の技術動向に関する情報の収集のため、今後の進展が予想される技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施している。</li> </ul> <p><b>&lt;業務効率化（検索外注）&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・約12.0万件を検索外注。さらに「補充型」や「事前相談型」等の検索外注形態により、限られたリソースの中で質を維持しつつ検索業務の効率化を実施している。</li> </ul> <p><b>&lt;業務効率化（生成AI技術等の審査業務への適用）&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年6月に経済産業省の生成AIサービスがリリースされ、審査官が生成AI技術を業務に利用することが可能となった（ただし、未公開案件に関する情報を除く）。</li> </ul>

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

	<ul style="list-style-type: none"><li>・世界最高水準の審査実施体制とすべく、審査業務における生成AI技術の活用方法を検討している。</li><li>・生成AIの利活用促進を目的とした懸賞金付きプロジェクト「GENIAC-PRIZE」（2025年5月開始）において、特許審査業務の効率化をテーマに企業等による生成AIサービスの開発・応募がされ、技術検証が実行されている。</li><li>・外国特許文献への検索インデックスの付与、国内特許文献の再解析にAI技術を活用しており、更なる精度向上を図っている。</li><li>・AI技術を活用した検索機能（概念検索、類似度順ソート等）を有するサーチツールについて、研修動画の提供等による審査官への周知を図るとともに精度向上に向けた検証を進めている。2025年度は、審査官から寄せられた機能改善を取り込み、先行技術調査に役立つレポート作成機能等、ペーパーレス審査に資する電子データならではの利点を追求したツールを開発し、審査官への提供を開始した。</li><li>・品質管理業務においては、利用する審査官の声を踏まえ、起案の問題点を発見する従来の起案チェックツールに、チェック結果を審査官のコメントと共に決裁者に共有する機能を追加する等、内製開発を継続し、ツールによる業務の効率化及び審査の質の向上を図っている。また、さらなる業務の効率化及び審査の質の向上を図るべく、品質監査や起案チェック等の品質管理業務における生成AI技術の活用方法について引き続き検討している。</li></ul>
--	---

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

## &lt;改善提言2&gt;（評価項目⑥、⑦、⑧に関するもの）

**技術分野に応じた判断基準や先行技術調査の質について均質性を高めるべく、協議等による審査官間の積極的な情報交換を実施するとともに、より高度な分析を通じた課題抽出と審査官への情報提供を期待する。**

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 審査室の再編成及び審査室間での担当技術分野の移管を行ったことによる審査官の判断のぶれや誤りについての対策を講じていただくことを提案する。
- 審査官間の判断の均質性の向上、先行技術調査の更なる効率化・質の向上に向けて、様々な課題抽出及び分析を継続する必要がある。
- 進歩性の判断の均質性に影響がある要因として、サーチ漏れの他、判断の過ち、審査官ごとの判断の相違があると考える。そのため、審査官に提供する品質関連情報として、「サーチ漏れ」と「過ち」の分析結果も含めることを提案する。
- 審査官間において、対面でのフランクな情報交換の十分な機会が確保されることを望む。このような情報交換は技術知識や判断基準などのノウハウ共有に非常に効果的であるため、積極的に実施していくべき、産業の発達という特許法の目的を意識した審査実務を期待する。
- 「判断の均質性」に関する不満が依然多い状態について、より解像度の高い検討とフィードバックが必要と考える。均質性の不足が、何に基づく不満なのか、様々要因があると考えられる。

取組の 計画	<p>&lt;審査官間の協議等を推進する取組&gt;</p> <p>審査官間の協議等を推進し、判断の均質性を向上させる。</p> <p>&lt;課題抽出と審査官への情報提供&gt;</p> <p>より高度な分析を通じた課題抽出と審査官への情報提供を実施する。</p>
	<p>&lt;審査官間の協議等を推進する取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年4月、決裁におけるチェック手順を定めるガイドラインを改訂し、決裁者が各審査官の審査の質の状況を把握するために各審査官の品質関連情報を確認することや、決裁時に必要に応じて審査官に協議の実施を促すことを明記した。</li> <li>・最新の技術動向を踏まえ、AI関連発明等、特定の案件において協議を必須としているほか、協議の工夫等を紹介するTips集を作成する、他の審査室に所属する審査官からの協議の求めに対応する担当審査官を各審査室に設ける等、審査官同士の積極的な協議を推進している。</li> <li>・これらの取組の結果、2025年4月~12月には、全体で17,478件の協議が実施された（昨年同期21,592件）。うち、審査官が自発的に行った協議は13,495件であった（昨年同期15,537件）。</li> <li>・技術の複合化・案件の数的変動に対応しつつ、審査着手時期の平準化を進め、特許審査の迅速性を堅持するため、一定数の案件の審査を審査部間で委託するとともに、委託元の技術テーマを担当する管理職等をリーダーとする情報共有チームを設置し、技術分野特有の運用・判断基準や分類に関する情報、最新の技術動向等を共有して、審査の質を担保している。</li> </ul> <p>&lt;課題抽出と審査官への情報提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年度の協議の実施状況を分析したところ、協議件数（特に自発的な任意協議の件数）が多いグループにおいて、特許率等のばらつきが小さく、かつ効率的な審査が進められていることが確認された。この結果は審査官へ周知した。</li> <li>・2025年度ユーザー評価調査の結果、昨年度に引き続き判断の均質性について優先的に取り組むべきとの見解を得ている。特に進歩性やサポート要件等において判断のばらつきがあるとの意見が寄せられており、協議の推進や拒絶理由の条文ごとの均質性の状況を可視化するデータツールの整備を進めた。また、ユーザー評価調査の結果は特許審査部門の全審査官に周知している。</li> </ul>

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

	<ul style="list-style-type: none"><li>・特許庁 HP やユーザー評価調査等から受け付けた審査終了後の個別案件への不満意見（第三者の意見を含む）を分析。分析結果について、判断の過ち等、担当審査官の対応・判断等が不適切であると確認されたものについては、担当審査室の管理職及び（ユーザーの同意がある場合は）担当審査官にフィードバックし、審査の質の向上につなげている。</li></ul>
--	---

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

## &lt;改善提言3&gt;（評価項目⑥、⑦、⑧に関するもの）

**拒絶理由通知書の質に関し、チェック体制の拡充や原因分析を通じて瑕疵をなくすことを期待する。**

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 特に指摘の多かった「最後の拒絶理由通知」とすることの誤りについては、補正の制限が厳しくなりユーザーに不利益が生じることから、審査官に正しい運用を徹底していただくことを要望する。
- 「最後の拒絶理由通知」とすることの誤りについて、最近特に顕著というわけではなく従前から存在する問題であるところ、十分な原因分析が望まれる。

取組の 計画	<p><b>&lt;拒絶理由通知の瑕疵の原因分析とチェック体制の拡充に関する取組&gt;</b></p> <p>拒絶理由通知の瑕疵の原因分析とチェック体制の拡充を行う。</p> <p><b>&lt;拒絶理由通知書等の起案の質向上に向けた取組&gt;</b></p> <p>拒絶理由通知書等の起案の質向上に向けて各種施策を行う。</p>
取組の 実績	<p><b>&lt;拒絶理由通知の瑕疵の原因分析とチェック体制の拡充に関する取組&gt;</b></p> <p>・2024年度の品質監査において、特に「最後の拒絶理由通知」とすることの誤りについて指摘が多かったことを踏まえ、当該誤りは審査官の起案に至る経緯や認定・判断の誤りに起因するものであり、人の目によるチェックが瑕疵低減に効果的であると考えられるところ、人員リソースや施策効果の観点から「最後の拒絶理由通知」を対象とした品質管理室の調査員による起案チェックを一部の審査室で試行的に実施し、2025年度は試行対象を全審査室に拡大した。さらに、「最後の拒絶理由通知」とすることの判断基準をより一層明確化し、当該判断基準について府内インフラネットを用いて改めて審査官に周知した。</p> <p><b>&lt;拒絶理由通知書等の起案の質向上に向けた取組&gt;</b></p> <p>・2024年度はユーザーから、出願人にも第三者にも納得感がある審査をしてほしい、除くクレームが乱用されていることを懸念している等の意見が寄せられたことを受け、2025年3月に特許審査における起案の効率化及び判断の適正化に資する汎用文例、説明及び起案例をまとめた資料を作成し、積極的に活用するように審査官へ周知した。</p> <p>・拒絶理由通知等の記載様式に従っていない記載や形式的な瑕疵等を検出する起案支援ツールを提供するとともに、審査官に当該ツールの使用を徹底するよう周知しているところ、利用する審査官の声を踏まえ、起案の問題点を発見する従来の起案チェックツールに、チェック結果を審査官のコメントと共に決裁者に共有する機能を追加する等、内製開発を継続し、ツールによる審査の質の向上及び業務の効率化を図った。</p>

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

## &lt;改善提言4&gt;（評価項目②、⑥、⑦、⑪に関するもの）

**意見交換等を通じた様々なユーザーニーズの把握と、そのニーズに合わせた支援を引き続き実施するとともに、PDCAサイクルに基づく品質管理システムが適切に機能していることをユーザーに明確に情報発信することで、審査の質に対する信頼醸成に努めることを期待する。**

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 様々なユーザーとの意見交換等を積極的に実施し、新たなユーザーニーズの把握や、ユーザーとの特許権の共創をさらに推し進めるとともに、その効果を示す必要がある。
- 分析・課題抽出においては、決済及び決裁前のチェック、協議の記録、品質監査、内外乖離案件、内々乖離案件等の分析のいずれにおいても、サーチ漏れやサーチ不足等が指摘されているところ、サーチ研究等の取組が指摘の改善に繋がっていることを示すことが重要であると考えられる。
- 企業のニーズに合わせた支援に関して、スタートアップに対するプッシュ型支援やまとめ審査については、前提となる事業戦略や技術背景を審査官により深く理解してもらうために、引き続き実施できる体制を継続していただきたい。

取組の計画	<p><b>(ユーザーニーズの把握と支援)</b> 中小・スタートアップを含む様々なユーザーと意見交換を実施してニーズを把握するとともに、支援を継続してお互いの信頼醸成に繋げる。</p> <p><b>(ユーザーへの情報発信)</b> 特許庁の品質管理施策等を国内外へ明確に情報発信し、ユーザーの信頼醸成を図る。</p>
取組の実績	<p><b>(ユーザーニーズの把握と支援)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特許審査部門においてはユーザーとの意見交換（企業コンタクト）を定期的に実施しており、2025年4月～12月実績は計111件で、国内93件（うち中小企業16件）、海外18件であった（昨年同期は計122件で、国内98件（うち中小企業18件）、海外24件）。</li> <li>・2025年度も引き続き、スタートアップに対して、面接活用早期審査やスーパー早期審査等を通じてプッシュ型支援を実施している。</li> <li>・事業戦略対応まとめ審査については、2025年4月～12月で16事業（昨年同期18事業）の申請がなされ、173件（昨年同期150件）の特許出願が当該施策の対象となっている。</li> <li>・品質管理室は知財関連団体及び代理人団体と定期的に意見交換を実施、ユーザーニーズの把握に努めている（2025年3月、9月に計4回開催）。</li> </ul> <p><b>(ユーザーへの情報発信)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年10月、品質マニュアルについて、PDCAサイクルを含む品質管理のための手順及び担当の詳細に関する記載内容を明確化する改訂を行い、ユーザーに公表した。</li> <li>・2025年2月、特許に対する情報提供制度について、ユーザー向けのマニュアル「手引」と、その要点をまとめた「虎の巻」を作成・公表した。さらに、2025年9月、「手引」について、ユーザーからの問合せが多い事項を中心に、内容を明確化する改訂を行った。</li> <li>・ユーザーとの意見交換や国際会合等の場において、特許庁における品質管理関連の取組についての情報発信を行っている。特に2025年度はYoutubeの「JPO Channel」において、特許庁における特許審査の品質管理システムを解説する<a href="#">動画</a>を公開した。</li> </ul>

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

### 令和6年度改善提言に関する意匠審査の取組状況

令和6年度審査品質管理小委員会の改善提言に関する主要な意匠審査の取組と実績は以下のとおりである。

#### <改善提言1>（評価項目①、④、⑤、⑥に関するもの）

**国際的に遜色のない水準の審査官数の確保とその育成に取り組み、審査実施体制の充実を図るとともに、審査業務や品質管理業務をさらに効率化することで、審査の質を維持・向上することを期待する。**

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 意匠制度改正に対応した、審査実施体制の維持・向上、手続の明確化、及び分かりやすい周知についての取組を期待する。
- 審査官数の確保及びその育成の充実を期待する。着任者の育成の充実について、改善の見える化が望まれる。

取組の計画	<b>(審査官の人員配置)</b> 1. 政府全体の定員合理化目標による定員削減が続く中、審査実施体制の整備・強化を図るべく、審査官の増員に努める。 <b>(審査官の育成)</b> 2. 審査官の専門性向上のための研修の実施や、展示会への参加を促進させる。 <b>(業務の効率化)</b> 3. 審査官向け検索支援ツールの開発を続ける等効率化を進める。
	<b>(審査官の人員配置)</b> 1. 2025年度は4名の審査官を採用し、 <b>定員1名増となる審査官数を確保した。</b> <b>(審査官の育成)</b> 2. 審査官の専門性を向上させるため、展示会やショールームへの見学等の研修プログラムを積極的に行った。また、海外の展示会（CES、2026年1月）への参加を実施した。さらに、内装の意匠を含む空間演出をテーマとする技術研修を2026年3月に実施予定。 <b>(業務の効率化)</b> 3. <b>拒絶理由通知等の起案関係の情報を蓄積及び照会可能なアプリケーション（拒絶理由等起案検索アプリ）</b> 、テレワーク環境下でも使用できるよう意匠検索支援ツールを作成し、定期的に更新している。また、新たに起案文の形式的チェックを行うツールも開発、審査官に提供した。 日本意匠分類ごとの分類定義カードを作成・管理し、出願案件ごとのサーチ及び審査に関する記録を他の審査官と共有できるよう、情報を充実させている。 品質管理官には審査部での管理職経験者も含み、また品質管理官相互の協議の機会を設けることにより、より質の高い効率的な監査を行うことが可能な体制としている。

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

<改善提言2>（評価項目⑥に関するもの）

**AI技術の特性に留意しつつ、先行意匠調査を含む審査業務での利用を促進するとともに、新たなAI技術の利用可能性について追求することを期待する。**

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 審査の均質化に向けて標準的な一次判断等が可能となる生成AIを活用するなど、属人性を排除していく方策が必要なのではないか。
- 判断の均質性向上のための方策をさらに検討する必要がある。意匠審査の適正・効率化のために、AI技術による類似画像検索機能の利活用を含め、品質管理業務における生成AIの利用可能性について積極的に推進すべきである。

取組の計画	(審査業務におけるAI活用)
	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 業務効率化を図るべく審査業務等においてAIを活用するとともに、AIの活用について可能性を検討する。</li><li>2. AIを利活用したデザイン創作の意匠法上の保護の在り方に関して検討を進める。</li></ol>
取組の実績	<p>(審査業務におけるAI活用)</p> <p>1. 2021年度からアジャイル型のシステム開発を進めており、 ・類似画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツール を審査官に提供し、審査・調査業務の補助ツールとして活用している。</p> <p>2024年度からは、 ・外国意匠公報の公知資料化事業において、AI技術を用いた日本意匠分類の付与を開始</p> <p>2025年度からは、 ・101か国・機関の意匠公報データを収録した商用データベース（AI技術による類似画像検索機能を含む）の利用導入を開始した。</p> <p>・審査官が作成する面接記録等の紙で扱う文書についても、AIの導入を見越し、文書の電子化を推進</p> <p>2. 内閣府知的財産戦略推進事務局において「AI時代の知的財産権検討会」（令和5年10月～）が開催され、生成AIと意匠権に関する諸問題に関する議論がなされている。</p> <p>今後、デザイン開発においてより一層の利用が進むと予想される生成AIと、創作されたデザインの意匠法上の保護の在り方を検討する基礎資料とする目的として調査研究事業を実施し、2025年4月に報告書を公表。</p> <p>さらに、社会全体のDXの加速化を踏まえてDX時代にふさわしい産業財産権制度を構築する必要性から、意匠制度小委員会を開催し、「仮想空間におけるデザインに関する意匠制度の在り方」及び「生成AI技術の発達を踏まえた意匠制度上の適切な対応」について議論を行った（2025年2,4,5,6,12月）。</p>

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

## &lt;改善提言3&gt;（評価項目⑥、⑦、⑧、⑪に関するもの）

**判断の均質性等の審査の質についての課題への効果的な施策を講じることと、これらの取組の成果を外部に効果的に情報発信することを期待する。**

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 判断の均質性について、ユーザー評価調査等により収集した具体的な個別事例や課題等に関する、個別事例にとどまらない本質的な原因の分析、審査へのフィードバック等による、さらなる改善に向けた取組を期待する。
- 審査の質の分析の結果、どのような課題が抽出されているのかがわかりにくい。どのような課題が抽出されて、どのように対応しているのかをより明確にしないと、CheckからActに向かう点が把握しにくい。
- 審査官が作成した拒絶理由通知等に係る書面の全件について決裁者によるチェックを行い、是正が必要なものは審査官にフィードバックする体制となっているが、その効果が外部から評価しにくい。
- 国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査や内外乖離案件の分析等、品質検証の取組の充実を図るとともに、品質向上の取組との関連性を提示することが望まれる。
- JPOの品質管理の取組の国際的な情報発信と、外国庁の品質管理に関する取組のさらなる情報収集を期待する。

取組の計画	<p><b>(判断の均質性に対する取組)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 課題改善のための対策を引き続き実施する。</li> <li>2. 上位評価となっていない案件等の分析を実施する。</li> <li>3. 国際意匠登録出願の審査に対応した取組を実施する。</li> <li>4. 案件協議実施による効果を分析する。</li> </ol> <p><b>(情報発信)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 特許庁の品質管理施策等を国内外へ情報発信する。</li> </ol>
取組の実績	<p><b>(判断の均質性に対する取組)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査の際に参照できる情報（例えば、参考審判決例の審査便覧への掲載、新保護対象分野の資料の追加収集、審査実務における注意事項を共有するための、関連意匠出願及びハーゲ案件起案時の主なチェックポイントをまとめたチェックシート、令和5年不正競争防止法等の一部を改正する法律による意匠法改正に則した意匠の新規性喪失の例外適用手続緩和等に係る意匠審査基準の改訂版等）を随時更新しながら審査官に提供し、審査の品質担保に取り組んでいる。 そして、審査における自身の各種統計データ（拒絶理由ごとの件数等、処理状況の内訳）を、意匠審査部門全体の平均と比較できるようにして2025年度も毎月提供しており（データの閲覧は本人と管理職のみ可）、課題等の分析と審査の質（意匠の認定、サーチ、判断、起案の均質性）の向上に役立てている。</li> <li>2. ユーザー評価調査や特許庁HPを通して寄せられた個別コメントについて分析、また、不満回答者とのフォローアップの意見交換会を実施し、審査の質の現状やニーズの把握、分析を実施した。個別案件のユーザー評価は審査室に提供し、必要のあるものは審査官へのフィードバックも行っている。</li> </ol>

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

	<p>また、通常の審査においては、決裁者は審査官が作成した処分等に係る書面全件についてチェックを行っている。決裁において起案内容に疑義がある場合や、品質監査において品質管理官から指摘のあった場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば指導を行いつつ再起案させている。</p> <p>3. 実体審査国である日本、米国、韓国を指定国として出願されたハーグ出願のうち、特許庁と他の2庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他の2庁との審査結果の相違（内外乖離）に関する要因の分析を行い、各庁間で審査結果のばらつきが生じる原因についての検証を行った。</p> <p>意匠審査官向けのハーグ協定対応英語起案研修を実施。</p> <p>国際出願の品質管理官として審判部での管理職経験者も含まれる。</p> <p>4. 国内案件（2025年度は12月時点で2764件）、国際意匠登録出願（同時点で1824件）を対象に決裁者と案件協議を実施した。また、保護が拡充された分野（画像、建築物、内装）の出願の審査判断は、複数の審査官による協議や意匠審査基準室への合議により行っている。</p> <p>全意匠審査官を対象に、以下の3テーマに沿って審査の質に関するディスカッションを行う（2025年度は12月に実施）。</p> <p>①強く・広く・役に立つ意匠権の設定のための類否判断とは？ ②よりわかりやすい拒絶理由通知・拒絶査定の記載について ③日頃、品質向上のために各自工夫していることについて</p> <p>（情報発信）</p> <p>5. 今年度も審査の質についてユーザー評価調査を実施し、回収した調査票をもとに、ユーザーが意匠審査についてどのように評価しているのかを分析し、調査結果を特許庁HPで公開している。</p> <p>特許庁における品質管理の取組については、庁内職員向け研修で周知している他、企業等との意見交換の際にも取組及び「品質ポリシー」等について説明を行っている。（2025年4月～12月実績：7件）</p>
--	--

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

## &lt;改善提言4&gt;（評価項目①、⑥、⑦、⑪に関するもの）

面接審査や様々なユーザーとの意見交換を積極的に実施し、ユーザーと審査官間のコミュニケーションのさらなる充実と相互理解の深化を期待する。

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 対面及びオンライン両面において出願人とのコミュニケーションをより充実させることを期待する。
- 出願人とのコミュニケーションの充実化の取組と、ユーザー評価調査の結果との関連性を分かりやすく示されたい。

取組の 計画	<p><b>(面接・電話応対の充実)</b></p> <p>1. 面接や電話応対を確実に実施するとともに、充実化を図る。 面接や電話応対等のユーザーとのコミュニケーションに関する情報発信をおこなう。 <b>(ユーザー等との意見交換)</b></p> <p>2. 国内外のユーザーの意向を把握すべく、意見交換を実施する。</p>
取組の 実績	<p><b>(面接・電話応対の充実)</b></p> <p>1. オンライン面接の手段を拡充しつつ、対面およびオンライン両方のコミュニケーションを確実に実施している。2025年度は12月末時点で、①面接（②③④を除く）73件、②出張面接9件、③オンライン面接12件、④ハイブリッド面接2件、⑤電話等（応対記録の件数）1695件。 オンライン面接等の方法を簡潔にまとめた電子リーフレットを特許庁HPに掲載している他、面接ガイドラインを改訂し、2024年以降、出張面接時、出願人が使用する建物内等で実施できることとしている。 2022年以降は、補正案等（未公開案件含む）を電子メールで受付可能としている。</p> <p><b>(ユーザー等との意見交換)</b></p> <p>2. ユーザーニーズの把握を目的に、国内の各企業や業界団体等のユーザーと意見交換を実施した。2025年度は12月末時点で、企業との意見交換7件、業界団体等の意匠制度ユーザーとの意見交換5件。 2025年度もユーザー評価調査を実施し、海外ユーザーや中小企業を含め、様々なユーザーニーズの把握に努めた。コミュニケーションに関するユーザーの評価結果は、上位評価91.3%となった。</p>

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

### 令和6年度改善提言に関する商標審査の取組状況

令和6年度審査品質管理小委員会の改善提言に関する主要な商標審査の取組と実績は以下のとおりである。

#### <改善提言1>（評価項目④、⑥に関するもの）

**引き続き審査官の数の確保とその育成に取り組むとともに、AI技術等を活用した審査業務効率化や審査判断の均質性の向上のための取組を期待する。**

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 審査官の数を十分に確保し、その育成を充実化させることが望まれる。
- 審査業務効率化や審査判断の均質性の向上のための取組として、AIによる審査の支援技術の実装をより早いスピードで進めていただきたい。
- 先行文字商標調査業務へのAI技術の適用について、優先的に取り組むことを期待する。

取組の計画	<p><b>(審査の実施体制の整備・強化)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査実施体制の整備・強化を図るべく、審査官の数の確保に努める。</li> <li>2. 効率的かつ着実な審査官育成体制を整える。</li> <li>3. 商標審査に関する専門知識を習得させ、能力・見識ある審査官の育成を図る。</li> </ol> <p><b>(AI技術等を活用した審査業務効率化や審査判断の均質性の向上のための取組の推進)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 先行商標調査を含む審査業務等においてAIを活用するとともに、審査業務効率化や審査判断の均質性の向上のためのAI技術等の活用の可能性を検討する。</li> </ol>
取組の実績	<p><b>(審査の実施体制の整備・強化)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>審査体制の整備・強化を図るために、2025年度は11名の恒常審査官補と、2名の任期付審査官補を採用。昨年度と同程度の商標審査官172名を確保している。</b></li> <li>2. 「特許庁研修計画」に基づき、職位や経験年数に応じた階層別の研修を実施し、審査官の育成を図っている。研修効果の観点から、科目に応じて対面型とオンラインの非対面型の実施形式を併用し、着実に研修を実施した。</li> <li>3. 審査官補の効率的かつ着実な育成が可能となるよう、審査官補数に合わせた指導体制の見直し等を行うとともに、13名の新規入庁者に対して、既存の研修を通じて習得した審査に関する基礎知識の定着と審査実務遂行上の基本的知識の習得を目的とした研修を企画・実施した。</li> </ol> <p><b>(AI技術等を活用した審査業務効率化・審査官の判断の均質性の向上のための取組の推進)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. <b>AI技術を用いた審査業務効率化・審査官の判断の均質性の確保のための取組として、2025年度は、主に国際商標登録出願を対象とした不明確な指定商品・役務調査業務へのAI技術の適用可能性を検証する実証的研究事業を実施している。</b></li> <li>5. 審査の処理促進や審査の質の向上に寄与するため、先行図形商標調査及び先行文字商標の調査に用いるサーチツールの補助的な試用を継続し、「先行図形商標調査業務」及び「先行文字商標調査業務」の分野におけるAI技術の活用可能性と更なる精度向上に向けた検証を行っている。</li> </ol>

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

## &lt;改善提言2&gt;（評価項目⑤、⑥、⑦、⑧、⑨に関するもの）

**意見交換等を通じたユーザーの問題意識やニーズの把握と、それらに基づく分析・課題抽出が適切に行われ、課題を解決するための具体的な対策が示されることを期待する。**

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 審査に対するユーザーの声を聞き漏らさがないよう、ヒアリング等を実施するユーザーについては拡大の余地がある。
- ユーザーとの意見交換を通じて得られた審査に関する業界からのニーズや動向等の情報をどのように活かしていくのかを明確にしてもらえるとなお良い。
- ユーザー評価調査に基づく重点項目のうち、「識別性の判断」と「審判決との均質性」に関して、具体的にどのような方法で課題解決に取り組む予定かを示していただけるとなお良いと考える。
- コンセント制度に関する審査関連の文書の整備を進めるとともに、関連する審査の迅速化とユーザーニーズに対応できる体制を確立することが望まれる。

取組の計画	<p><b>(ユーザーとの意見交換等)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 幅広いユーザーとの意見交換等を実施し、審査の質等に関する課題を把握する。</li> </ol> <p><b>(ユーザー評価調査)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. ユーザー評価調査により、審査の質の現状及び審査の質に対する問題意識やニーズを把握し、品質向上の取組を継続して実施する。</li> <li>3. ユーザー評価調査における「商標審査全体の質」や「識別性の判断」等の重点項目の不満回答者から、評価の背景となる具体的な個別事例や課題等を聴取し、有効な対応策の検討を進める。</li> </ol> <p><b>(品質管理体制の強化)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 審査の質の現状及び審査の質に対する問題意識やニーズを把握し、品質向上の取組を継続して実施するための品質管理体制を確立する。</li> </ol>
	<p><b>(ユーザーとの意見交換等)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審査の質を含めた商標審査における課題の把握のため、2025年度内に業界団体、民間企業、組合・商工会等との意見交換を94件（昨年度92件）実施する予定（2025年12月末時点）。</li> <li>2. 企業等の現場を体験し、産業界の実態やニーズを把握することにより審査官としての資質の向上を図ることを目的とし、2025年12月までに民間企業5社への短期派遣研修を実施した。</li> </ol> <p><b>(ユーザー評価調査)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 2025年度におけるユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果から、昨年度に引き続き、「識別性の判断」、「審判決との均質性」及び「審査官間の判断の均質性」を重点的に取り組むべき課題と設定し、審査部門内で情報共有をした。</li> <li>4. ユーザー評価調査における「商標審査全体の質」や「識別性の判断」等の重点項目の不満回答者に対して、評価の背景となる具体的な個別事例等を聴取するためのフォローアップ調査を実施した。2025年度は、民間企業等との意見交換を15件（昨年度14件）実施した。</li> </ol> <p><b>(品質管理体制の強化)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 品質管理体制のさらなる充実化のため、2025年度より、品質管理班に職員1名と商標に関して高度な知見を有する調査員1名を新たに配置し、職員3名・調査員3名の計6名体制で品質管理に関する業務を行っている。</li> </ol>

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

**<改善提言3>（評価項目⑥、⑦、⑨に関するもの）**

**審査官間の判断の均質性等に関するユーザーの問題意識やニーズに適切に対応し、ユーザーが納得できる審査が行われることを期待する。**

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- 審査官間の均質性、審判決との均質性、識別性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。
- 審査基準や過去の審査における採択例等との整合性を担保するため、審査官・管理職間の協議や品質テスト等、さらなる改善に向けた取組を期待する。
- 拒絶理由通知等において、判断の根拠・理由を十分に記載することを強く望んでいる。

取組の計画	<p><b>(審査官・管理職間の協議を通じた知識共有)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商標審査基準等の審査の基本指針に従って適切な審査を行うとともに、審査官・管理職間の協議を充実させ、審査部全体での知識共有を行う。</li> </ol> <p><b>(品質テスト)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 品質管理・審査の質の向上のための取組として、「審査基準」や「品質管理の基本原則」等に関する知識の定着や意識の浸透を目的とする品質テストを実施する。</li> </ol> <p><b>(審査官向けアンケート)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 審査の質についての審査官側の認識から課題を分析・抽出することを目的として、審査官向けアンケート調査を実施する。</li> </ol>
取組の実績	<p><b>(審査官・管理職間の協議を通じた知識共有)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商標審査基準等の審査の基本指針に従って適切な審査を行うことに加え、審査官相互の知見を結集し、知識の共有を図り、迅速・的確な判断を行うことを目的として、審査官・管理職間の協議を実施している。</li> <li>2. 必須協議案件に関する協議を2025年4月～12月に計444件（昨年同期521件）実施した。そのうち、特に注意を要し、慎重な判断が求められる案件（世間の衆目を集める可能性がある案件）の審査処理方針に関する協議を257件（昨年同期257件）実施した。</li> <li>3. 必須協議案件に該当しない案件について、管理職等を被協議者とする協議を2025年4月～12月に5,750件（昨年は5月～12月に6,814件）実施した。そのうち主任指導審査官を被協議者とする協議は、2,176件（昨年は5月～12月に2,483件）であった。</li> </ol> <p><b>(品質テスト)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 品質管理の基本原則や審査実務に必要な知識の向上に役立てるべく、2023年度より、全審査官を対象に実施してきた「品質テスト」（eラーニング形式）について、2025年度は出題分野を拡大し、2回に分けて実施した（6月、12月）。</li> <li>5. 2025年6月に実施した第1回品質テストにおいては、「品質管理の原則」や「ユーザーコミュニケーション」に関する設問を中心に出題した。2025年12月に実施した第2回品質テストにおいては、昨年度から引き続きの出題となる「商標審査基準」等に関する設問に加え、新たに「商品・役務分類」等に関する設問を出題した。例年同様、正答率が低かった問題については、更なる注意を促すことで、知識の定着と意識の浸透を図った。</li> </ol>

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

	(審査官向けアンケート)
	6. 審査の質についての審査官側の認識から課題を分析・抽出することを目的として、審査官向けアンケート調査を実施した（2025年12月）。
	7. 審査官向けアンケート調査の結果を基に、ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識（自己評価）との乖離分析等を行い、審査の質についての課題の把握、対策の検討を進める。

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

## &lt;改善提言4&gt;（評価項目⑩、⑪に関するもの）

**ユーザーとのコミュニケーションの一層の円滑化に係る取組の継続と、品質管理の取組に関するさらなる情報発信に期待する。**

以下は本提言の基になった各委員の主な個別意見である。

- テレワーク中の審査官との電話連絡の可否や、メールでの問い合わせをした際の受領確認の方法等、審査官とのコミュニケーションに関する情報について、ユーザーへの周知を期待する。
- 品質管理の取組について、ユーザーにとってよりわかりやすく、見てもらいやすい方法で周知していくことを期待する。

取組の計画	(面接・電話応対の充実)
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 出願人の求めに応じて、面接・電話応対を着実に実施する。</li> <li>2. 電話やメール等における出願人とのコミュニケーションにあたって、テレワーク中を問わず、審査官がユーザーに電話連絡できる手段の運用の明確化を図るため、審査官に対し、当該運用の周知徹底を図る。</li> <li>3. 面接ガイドラインをはじめとするユーザーとのコミュニケーションに関する文書を見直し、審査官に対し、基本的な応対姿勢の周知徹底を図る。</li> </ol>
	(ユーザー評価調査等)
取組の実績	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. ユーザーとのコミュニケーションを円滑に行うため、ユーザーの意見・ニーズを把握するとともに、審査官側の視点からも問題点を取り上げ、ユーザーとの適切なコミュニケーションを図るための対応を検討する。</li> </ol>
	(ユーザー等との意見交換・国際会合等)
	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. ユーザー等との意見交換や国際会合等の場において、特許庁における品質管理関連の取組についての情報発信を行う。</li> </ol>
取組の実績	(面接・電話応対の充実)
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ユーザーからの面接の依頼を原則1回は受諾し、2025年4月～12月の面接の実施件数は46件（うちオンライン面接7件）（昨年同期56件の面接（うちオンライン面接12件））、電話等の応対は、4,699件（昨年同期5,049件）であった。テレワーク中のコミュニケーション手段としては、導入以来、電子メールも継続的に活用されており、2025年4月～12月において当該手段を用いたコミュニケーションは1,670件（昨年同期1,828件）であった。</li> <li>2. メールでの問い合わせ対応については、原則、即日対応とし、テレワーク時の電話での問い合わせ対応についても、原則、即時折り返し連絡をする運用を継続して実施した。</li> <li>3. 明確化した運用や面接ガイドライン等のコミュニケーション関連資料の再確認を目的として、2025年6月に実施した「第1回品質テスト」（eラーニング形式）において、「ユーザーコミュニケーション」に関連する設問を出題した。</li> </ol>
	(ユーザー評価調査等)
	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. ユーザー評価調査における「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」に対する不満層へのフォローアップ調査を行い、評価の背景となる具体的な個別事例や課題等を聴取した。また、審査官に対してユーザーとのコミュニケーションに関するアンケート調査を実施し、審査官側の視点からの課題抽出を行った。</li> </ol>

令和8年2月20日

令和7年度第1回審査品質管理小委員会

取組の実績	(ユーザー等との意見交換・国際会合等) 5. 2025年度内に予定されている業界団体、民間企業等との意見交換の場において、特許庁における品質管理関連の取組等についての情報発信を行う予定。 6. 国際商標協会(INTA)年次総会ユーザーセッション(5月)や日中韓商標専門家会合(8月)等の場において、国内外のユーザーや海外知財庁の職員等に対して、特許庁における品質管理関連の取組等についての情報発信を行った。
-------	---